

## 母子父子寡婦等福祉資金貸付金資金一覧

令和8年4月1日現在

詳細については下記までお問い合わせください。  
船橋市役所こども家庭センター 047-436-2320

資金種別	対象(*1)	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始	母・父・寡婦等・団体	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,580,000 円 団体 5,370,000 円		1年	7年以内	無利子(*2)
事業継続	母・父・寡婦等・団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等の購入資金	個人 1,790,000 円 団体 1,790,000 円		6か月	7年以内	無利子(*2)
修学	児童・子	高等学校、大学等に就学するために必要な授業料、書籍代、交通費等のための資金	別表のとおり	就学期間中	卒業後 6か月	(公立) 借りた期間 の3倍 (私立) 借りた期間 の4倍 ※専修(一般)は5年以内	無利子
技能習得	母・父・寡婦等	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得 期間後1年	20年以内	無利子(*2)
修業資金	児童・子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得 期間後1年	20年以内	無利子
就職支度	母・父・児童・寡婦等	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	110,000 円 自動車購入を含む場合 340,000 円		1年	6年以内	親に係る貸付 無利子(*2) 児童に係る貸付 無利子
医療介護	母・父・児童・寡婦等 (介護は児童を除く)	医療又は介護(医療、介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000 円 所得税非課税世帯等 480,000 円 介護 500,000 円		医療又は介護 期間後6か月	5年以内	無利子(*2)

生活	母・父・寡婦等	知識技能習得期間中に生活を維持するために必要な資金	月額 141,000 円 生計中心者でない場合 月額 76,000 円	知識技能習得期間中 5年以内	貸付期間満了 後6か月	20年以内	無利子(*2)
	母・父・寡婦等	医療、介護を受けている期間中に生活を維持するために必要な資金	月額 114,000 円 生計中心者でない場合 月額 76,000 円	医療、介護を受けている期間中1 年以内	貸付期間満了 後6か月	5年以内	無利子(*2)
	母・父	母子(父子)家庭になって7年未満の者が生活を維持するために必要な資金	月額 114,000 円 生計中心者でない場合 月額 76,000 円 ※生活安定期間中の養育費取得に係る 裁判に要する費用については、12月相当 1,368,000円を限度とする一括貸付可。	母子(父子)家庭になった日から7 年以内、合計2,736,000円が限度	貸付期間満了 後6か月	8年以内	無利子(*2)
	母・父・寡婦等	失業中の生活を維持するために必要な資金	月額 114,000 円 生計中心者でない場合 月額 76,000 円	離職した日の翌日から1年以内	貸付期間満了 後6か月	5年以内	無利子(*2)
	母・父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者が生活を維持するために必要な資金 (児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 48,050 円 ※第二子以降がいる場合は 加算額分、限度額が上昇	原則3か月以内(適当と認められる 場合は3か月の延長を計1年まで 可能)	貸付期間満了 後6か月	10年以内	無利子(*2)
住宅	母・父・寡婦等	住宅の補修、保全、改築等に必要な資金	1,500,000 円 被災等特別な事情があると 認められる場合 (特別) 2,000,000 円		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	無利子(*2)
転宅	母・父・寡婦等	住居を移転するために必要な敷金、権利金 等の一時金及び特に必要な運送代のため の資金	260,000 円		6か月	3年以内	無利子(*2)
就学支度	児童・子	就学、修業するために必要な被服等の購 入及び入学金等の一時金のために必要 な資金	別表のとおり		(小中学校) 中学校卒業 後6か月 (その他) 卒業後6か月	(小中学校) 1年以内 (その他学校) 修学資金と同じ期間 (修業施設) 5年以内	無利子
結婚	母・父・寡婦等	扶養する児童や子の結婚に際し必要な 挙式等のための資金	330,000 円		6か月	5年以内	無利子(*2)

\*1 母:母子家庭の母(配偶者のいない女子で、児童を扶養している者)※ここでの児童とは20歳未満の者のことをいいます。

父:父子家庭の父(配偶者のいない男子で、児童を扶養している者)

児童:母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童(児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む)

寡婦等:配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者(寡婦)、または40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない者(寡婦を除く) ※一部所得制限があります。

子:寡婦等に扶養されている子等

団体:母子・父子福祉団体

\*2 原則、連帯保証人が必要です。状況により、連帯保証人を不要とできる場合があります。連帯保証人を立てない場合は年1.0%の有利子貸付となります。